

☆ 知ってましたか？ ☆

ライトは上向きが基本



前方約100メートル先まで照射
ライトの上向き

前方約40メートル先まで照射
ライトの下向き

※「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」抜粋

例 外

- 対向車がある時
 - ほかの車の直後を通行する時
で、ほかの車等の交通を妨げるおそれがある
時は下向き（すれ違い用）にしましょう！
- ※道路交通法第52条第2項解釈

事故防止のポイント

- ★ドライバーの方は、ライトのごまめな操作で上向きに！
- ★歩行者の方は、車から早く発見されるために反射材の活用を！



差別のない人権尊重の町づくり



問われる企業と社会の人権感覚

～なくそう就職差別～

職業選択の自由、すなわち職業の機会均等は、生活の安定や社会参加等、人が幸せに生きていくための基本的人権に関わるものであり、日本国憲法はすべての国民にこれを保障しています。

職業選択の自由の確保を図るためには、まず雇用主たる企業が、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識のもとに、差別のない適正な採用選考を行うことが必要です。

採用選考に当たっては、募集職種に必要な応募者の適性と能力以外の事柄を採用の条件としてはなりません。選考方法としては、学科試験、面接試験、必要に応じて健康診断、適性検査等様々な方法が取られていますが、多角的、総合的に評価するように努める必要があります。また、選考に当たって身元調査を行ったり、出身地や家族の状況などを聞いたり、書かせたりする行為は、応募者の能力と適性に基づかない不合理な採用選考として基本的人権を侵害するだけでなく、適正な採用選考に反することにもなり、就職差別につながりますので、絶対に行ってははいけません。

お問い合わせ先 役場健康福祉課 人権対策係 ☎286-3111 内線131